

平成 31 年度 三重県の当初予算の状況について  
～誰もが共に暮らしやすい三重県づくり～

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、本県においても、「三重県手話言語条例」や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が制定されるなど、障がい者を取り巻く環境が変化しています。本県では、これらの法律・条例や、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者差別の解消や障がい者の自立と社会参加を進めます。

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、支え合いの福祉社会づくり等の施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### 障がい者差別の解消

##### ①(一部新)障がい者権利擁護推進事業 予算額 8,136 千円

＜障がいを理由とする差別の解消＞

相談員を設置するとともに、紛争解決を図るための体制を整備するほか、三重県障がい者差別解消支援協議会を構成する関係機関と連携して、普及啓発等に取り組みます。

＜障がい者の虐待防止＞

研修の実施や専門家チームの活用により、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。

＜手話言語の普及啓発＞

県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

#### 障がい者の地域生活支援

##### ②障がい者の地域移行受け皿整備事業 予算額 81,039 千円

【179,271 千円 ※H30 年度 2 月補正予算含みベース】

グループホームや日中活動の場の整備促進に取り組みます。

##### ③(一部新)医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業 予算額 3,200 千円

＜地域連携の支援＞

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地域で構築されている地域ネットワークへの側面的支援を行い、支援体制の強化と連携を図ります。

＜コーディネーター等の人材育成＞

医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿を拡充するため、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス等事業所職員の医療的ケア技術のスキルアップおよび地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能構築に向けた研修会を開催することにより、人材育成を強化します。

##### ④障がい者相談支援体制強化事業 予算額 177,082 千円

障害保健福祉圏域を基本として、就業・生活相談を実施するとともに、障がい児等に対する支援体

制の機能強化を図ります。また、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等に係る専門性の高い相談事業を行います。

⑤精神障がい者保健福祉相談指導事業 予算額 28,510 千円

アウトリーチ事業、ピアサポーターを活用した取組および地域住民への啓発により、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。また、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール依存症治療が必要な方を支援する取組を進めます。

**障がい者の自立・社会参加の支援**

⑥障がい者就労支援事業 予算額 18,903 千円

経営コンサルタント等を活用した福祉事業所の経営改善等への支援を進めるとともに、福祉事業所に対する受注の仲介、販路開拓等を行う共同受注窓口の取組を支援し、一層の受注拡大を進めます。

⑦障がい者スポーツ推進事業 予算額 55,697 千円

2021 年の三重とこわか大会に向けて、選手の発掘・育成や指導員等の養成、練習環境の整備を行うとともに、東京パラリンピックに向けて、国内外の大会で活躍できる選手の発掘・育成を図ります。

⑧障がい者の持つ県民力を発揮する事業 予算額 4,090 千円

障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催します。

**支え合いの福祉社会づくり**

⑨(新)民生委員一斉改選事務費 予算額 5,230 千円

3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改選を行います。

⑩(一部新)地域福祉推進啓発事業 予算額 1,095 千円

<地域福祉支援計画等の策定>

県内全域で地域福祉をより一層推進していくため、新たな地域福祉支援計画および地方再犯防止推進計画を策定します。

⑪ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業 予算額 2,995 千円

周囲の方に配慮や援助を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及をはじめ、ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画に沿って取組を進めます。

⑫地域公共交通バリア解消促進事業 予算額 108,706 千円

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化(段差解消、内方線整備等)に対する支援を行います。

各事業の担当課

- |         |         |        |                     |
|---------|---------|--------|---------------------|
| ①②③④⑥⑦⑧ | 子ども・福祉部 | 障がい福祉課 | (電話番号 059-224-2274) |
| ⑨⑩⑪⑫    | 子ども・福祉部 | 地域福祉課  | (電話番号 059-224-2256) |
| ⑤       | 医療保健部   | 健康づくり課 | (電話番号 059-224-2273) |

## 障がいを理由とする差別の解消のための相談体制、紛争解決を図るための体制整備

### 1 現状と課題

障がい者に対する理解や、障がい者との対話を通じて社会的障壁を認識し、除去することの重要性に対する理解が十分に深まっているとは言えない状況を踏まえ、社会全体で常に障がい者との積極的な対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図っていく必要があります。

### 2 今後の対応

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（以下「条例」という。）に基づき、子ども・福祉部障がい福祉課に、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員を設置するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度を整備し、諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置します。また、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会において、助言・あっせんを通じて明らかになった課題の研究や、相談等の実施状況についての検証・周知を行い、関係機関と連携して、障がい者の差別解消を図るための取組を進めていきます。

#### (1) 相談員の設置について

障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの、条例に規定する差別事案（不当な差別的取扱い、合理的な配慮の不提供）に関する相談に応じる相談員を設置します。

相談員は、市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、関係者間の調整を行うとともに、障害者差別解消法に基づいて市町が応じた障がいを理由とする差別に関する相談を支援するための助言にもあたります。

#### (2) 紛争解決を図るための体制について（助言・あっせん制度、三重県障がい者差別解消調整委員会）

相談を経ても解決が難しい差別事案について、紛争解決を図る体制を整備します。具体的には、助言・あっせんの申立てがあった場合、知事が、必要に応じて第三者機関に諮問しながら助言・あっせんを行うこととし、諮問を受ける第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を新たに設けます。

三重県障がい者差別解消調整委員会は、「調停、審査、諮問又は調査のための機関（地方自治法第138条の4第3項）」の性質を有することから、条例において「知事の附属機関」として設置します。

三重県障がい者差別解消調整委員会の委員については、さまざまな立場の意見を反映することができるよう、有識者のほか、障がい当事者や障がい福祉に従事する

者、事業者その他知事が必要と認める者から、さまざまな立場の人が任命されるように条例で規定されています。その他知事が必要と認める者には、教育関係者や労働者の代表などが条例逐条解説において示されています。

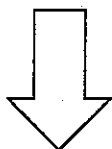
(3) 三重県障がい者差別解消支援協議会について

三重県障がい者差別解消支援協議会においては、相談事例等の共有のほか、助言・あっせんの手続で取り扱った紛争などを通じて明らかになった課題について調査研究を行うこととしています。

また、障がい者差別の解消に向けた取組を進めるにあたって、差別事案に関する相談や助言・あっせんがどのように処理されたかを検証していくことが重要ですので、同協議会において、相談等の実施状況の検証やその結果の周知を行うこととしています。

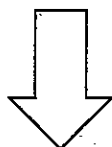
これらにより、障がい者の差別解消に向けた体制の一層の強化を図っていきます。

県の相談体制による相談（第16条、第17条）



相談による対応（助言、調整等）が十分尽くされたが解決が困難な事案

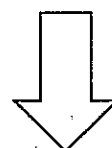
【障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者】  
知事に助言・あつせんの申立て（第18条）ができる



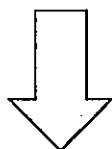
【知事】  
助言・あつせん（第19条）



【第三者機関】  
三重県障がい者差別解消  
調整委員会



差別事案に該当する行為をしたとされる者が、正当な理由なく助言・あつせんに従わないとき



【知事】  
勧告（第21条、第22条）

## 【参考】 条例・法に関する普及啓発について（平成 30 年度）

- ・みえ出前トークの実施（平成 30 年 5 月 24 日 多気町民文化会館）。
- ・三重県社会福祉審議会において条例説明、関係機関での推進を図る（平成 30 年 7 月 12 日）。
- ・三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会において条例説明、関係機関での推進を図る（平成 30 年 7 月 25 日）。
- ・ユニバーサルデザインセミナー（こころのバリアフリー推進事業）において、条例説明（平成 30 年 8 月 10 日）。
- ・平成 30 年度第 1 回三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、条例説明、関係機関での推進を図る（平成 30 年 8 月 10 日）。
- ・みえ出前トークの実施（平成 30 年 8 月 22 日 鳥羽市保健福祉センターひだまり）。
- ・県立聾学校夏季公開手話講座において、条例説明（平成 30 年 8 月 27 日）。
- ・三重県障がい者支援施策総合推進会議幹事会を開催し、条例説明、全庁的な推進を図る（平成 30 年 9 月 18 日）。
- ・三重県障がい者支援施策総合推進会議を開催し、条例説明、全庁的な推進を図る（平成 30 年 9 月 25 日）。
- ・ユニバーサルデザインアドバイザー団体研修会において、条例説明（平成 30 年 9 月 27 日）。
- ・三重県障害者相談員等研修会において、条例説明（平成 30 年 10 月 3 日）。
- ・三重県障害者自立支援協議会において条例説明、関係機関での推進を図る（平成 30 年 10 月 23 日）。
- ・第 3 回県民人権講座会場において、啓発ブース出展（平成 30 年 11 月 24 日）。
- ・三重県障害者施策推進協議会において条例説明、関係機関での推進を図る（平成 30 年 11 月 26 日）。
- ・こころのバリアフリー推進イベント講演会（講師：株式会社ミライロ 岸田ひろ実氏）を開催（平成 30 年 12 月 6 日）。
- ・みえ出前トークの実施（平成 31 年 1 月 24 日 鳥羽市民文化会館）。
- ・県政だよりみえ 3 月号において、条例周知のための記事掲載。